

証券コード 149A  
(発送日) 2026年3月12日  
(電子提供措置の開始日) 2026年3月5日

株 主 各 位

東京都千代田区神田錦町三丁目  
17番地 廣瀬ビル 10階  
株 式 会 社 シ ン カ  
代表取締役社長 江 尻 高 宏

## 第12回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第12回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスの上、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.thinca.co.jp/>

(上記ウェブサイトにアクセスいただき、メニューより「IR」「株式について」「株主総会」を順に選択いただき、ご確認ください。)



【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

(上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名(会社名)」に「シンカ」又は「コード」に当社証券コード「149A」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類／PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知／株主総会資料」欄よりご確認ください。)



なお、当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討の上、2026年3月26日（木曜日）午後6時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

### 【インターネットによる議決権行使の場合】

当社指定の議決権行使ウェブサイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) にアクセスしていただき、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に表示された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用の上、画面の案内にしたがって、議案に対する賛否を上記の行使期限までにご入力ください。

インターネットによる議決権行使に際しましては、後記の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認くださいようお願い申し上げます。

### 【書面（郵送）による議決権行使の場合】

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

敬 具

#### 記

1. 日 時 2026年3月27日（金曜日）午前10時（受付開始 午前9時30分）  
（開催時刻が前回と異なりますので、お間違えのないようご注意ください。）
2. 場 所 東京都千代田区神田駿河台三丁目11番1号  
三井住友海上駿河台新館 3階  
TKPガーデンシティ御茶ノ水 カンファレンスルーム3F  
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
3. 目的事項  
報告事項 第12期（2025年1月1日から2025年12月31日まで）事業報告及び計算書類報告の件  
決議事項  
第1号議案 取締役4名選任の件  
第2号議案 取締役に対する譲渡制限付株式報酬制度に係る報酬決定の件

#### 4. 招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）

- (1) 書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- (2) インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- (3) インターネットと書面（郵送）により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- (4) 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

以 上

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。
- ◎書面交付請求をいただいた株主様には、電子提供措置事項を記載した書面をあわせてお送りいたしますが、当該書面は、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、次に掲げる事項を除いておりません。

- ① 事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」
- ② 計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」

したがいまして、当該書面に記載している事業報告及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。

## 【事業説明会】開催のご案内

本年は、より多くの株主様に当社への理解を深めていただきたいと考え、株主総会后、同会場にて株主総会にご出席の株主様を対象に事業説明会を実施する予定でございます。事業説明会の後には、質疑応答の時間を設けておりますので、株主総会にご出席の株主様におかれましては是非ご参加いただきますよう宜しくお願いいたします。また、株主総会同様にライブ配信もあわせて行う予定でございます。

なお、株主総会の終了時刻によっては、会場の利用時間の制限等により、事業説明会が中止・短縮される場合もありますので、何卒ご了承のほどお願い申し上げます。



## 議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。  
株主総会参考書類をご検討の上、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。  
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



### 株主総会にご出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2026年3月27日(金曜日)  
午前10時(受付開始:午前9時30分)



### インターネットで議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2026年3月26日(木曜日)  
午後6時入力完了分まで



### 書面(郵送)で議決権を行使される場合

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示の上、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限

2026年3月26日(木曜日)  
午後6時到着分まで

## 議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書  
〇〇〇〇〇〇 御中  
株主総会日 議決権の数 XX股  
XXXXXX年XX月XX日

議案日現在のご所有株式数 XX株  
議決権の数 XX股

1. \_\_\_\_\_  
2. \_\_\_\_\_

ログイン用QRコード  
ログインID XXXX-XXXX-XXXX-XXXX  
パスワード XXXXXX

見本  
〇〇〇〇〇〇

→ こちらに議案の賛否をご記入ください。

#### 第1号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者に反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

#### 第2号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

※議決権行使書用紙はイメージです。

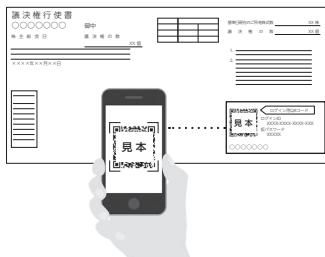
- ・インターネットおよび書面(郵送)の両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- ・書面(郵送)により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

# インターネットによる議決権行使のご案内

## QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

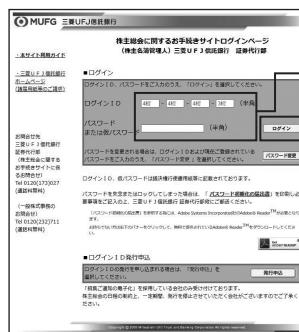


## ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトアクセスしてください。

- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力クリックしてください。



「ログインID・仮パスワード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などが不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク  
0120-173-027  
(通話料無料/受付時間 9:00~21:00)

## ～株主総会ライブ配信についてのご案内～

- 株主総会当日にご自宅等からでも株主総会の様子をご視聴いただけるようインターネットによるライブ配信を行います。
- 株主総会ライブ配信につきましては、株主総会オンラインサイト **「Engagement Portal」** をご利用いただきますようお願い申し上げます。
  - ※ 本サイトの公開期間は、本招集ご通知到着時～2026年3月27日となります。

### 1. 株主総会ライブ配信日時

2026年3月27日（金曜日） 午前10時から株主総会終了時刻まで

- ※ 当日ライブ視聴画面は、開始時間30分前頃よりアクセス可能となります。
- ※ やむを得ない事情によりライブ配信が実施できなくなった場合には、当社ホームページ等によりお知らせいたします。

## 2. 株主総会オンラインサイト「Engagement Portal」のログイン方法

本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書裏面をご参照の上、ご使用の端末によって以下のいずれかの方法でログインしてください。

※ 本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を紛失された場合、招集通知10頁記載の【本サイトに関するお問い合わせ】にて再発行のご依頼を承ります。ただし、株主総会開催日の約1週間前を経過した場合等、お問い合わせをいただきましたタイミングによっては再発行をお受けできない場合がございますのでご了承ください。

### (1) QRコードの読み取りによりログインする場合（スマートフォン・タブレット等）

議決権行使書裏面に印字されたQRコードをスマートフォン等で読み取ってください。

「ログインID」と「パスワード」の入力を省略してログインいただくことが可能です。

※ 「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

株主総会オンラインサイト  
「Engagement Portal」のご案内

本サイトでは株主総会等へのご参加やお手続きをWEB上でご利用いただけます。詳しくは招集ご通知等、当社からのご案内をご確認ください。

**パソコン** ID/パスワードを入力してログイン

①ウェブブラウザのアドレスバーに以下のURLを入力  
<https://engagement-portal.tr.mufg.jp>

②以下のID/パスワードを入力し、サイトにログイン

ログインID：9999-9999-9999-999  
パスワード：999999

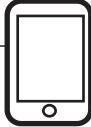
**スマートフォン** QRコード読込

スマートフォン、タブレットから  
右のQRコードを読み取る  
(ID/パスワードの入力は不要です)

〇議決権行使書をご郵送の際は、本票を必ず切取り願います。  
〇インターネットにより議決権を行使された場合には、その行使を優先します。インターネットによる行使内容を変更される場合は、インターネットによりあらためて議決権行使をお願いします。

〇このほかきは、切手をはらずにお出しください。  
〇議決権行使書面記載の株主総会日以降はご使用にならないようお願いいたします。

読み取り



新東京郵便局私書箱第29号  
三菱UFJ信託銀行株式会社  
証券代行部 気付

(受取人)

発行有効期間  
日 年 月  
日まで

社名受取人私郵便



郵便はがき

137-8683

## (2) 個別のログインID・パスワードによりログインする場合（パソコン等）

- ① 以下のURLにアクセスしていただき、議決権行使書裏面に記載のログインIDとパスワードを入力してください。

URL : <https://engagement-portal.tr.mufg.jp/>

- ② 利用規約をご確認の上、「利用規約に同意する」にチェックしてください。
- ③ 「ログイン」ボタンをクリックしてください。

株主総会オンラインサイト  
「Engagement Portal」のご案内

本サイトでは株主総会等へのご参加やお手続きをWEB上でご利用いただけます。詳しくは招集ご通知等、当社からのご案内をご確認願います。

**パソコン** ID/パスワードを入力してログイン

①ウェブブラウザのアドレスバーに以下のURLを入力  
<https://engagement-portal.tr.mufg.jp>  
②以下のID/パスワードを入力し、サイトにログイン

ログインID : 9999-9999-9999-999  
パスワード : 9999999

**スマートフォン** QRコード読込

スマートフォン、タブレットから  
右のQRコードを読み取る  
(ID/パスワードの入力は不要です)

〇このときは、切手をはらずにお出しください。  
〇議決権行使書記載の株主総会日以降はご使用に  
ならないようにお願いいたします。

(受取人)  
新東京郵便局私書箱第29号  
三菱UFJ信託銀行株式会社  
証券代行部 気付

社名記入用郵便  
差出有効期間  
日まで

郵便はがき  
137-8683

MUFG 三菱UFJ信託銀行

ログインIDと  
パスワードを入力

Engagement Portal

ログインID  -  -  -

① パスワード

②  利用規約に同意する

③

④ よくあるご質問はこちら

### 3. 株主総会ライブ配信の視聴について

株主総会オンラインサイト「Engagement Portal」にログイン後、以下の手順でご利用ください。

※ 本サイトから、視聴環境のテストを事前に行っていただくことが可能ですので、是非ご利用ください。

- ① ログイン後の画面に表示されている「当日ライブ視聴」ボタンをクリックしてください。



- ② 当日ライブ視聴等に関する利用規約をご確認の上、「利用規約に同意する」にチェックし、「視聴する」ボタンをクリックしてください。

#### 【インターネット参加にかかるご留意事項】

- ✓ インターネット参加によりライブ配信をご視聴いただくことは、会社法上、株主総会への出席とは認められません。そのため、**株主総会において株主様に認められている質問、議決権行使や動議の提出について、インターネット参加により行うことはできません。**
- ✓ 議決権行使は行使期限にご留意いただき、議決権行使書の郵送や別途ご案内しているインターネット投票、または委任状等で代理権を授与する代理人による当日のご出席をお願い申し上げます。
- ✓ 当日の会場撮影は、ご出席株主様のプライバシーに配慮し、議長席及び役員席付近のみといたしますが、やむを得ずご出席株主様が映り込んでしまう場合がございます。あらかじめご了承ください。
- ✓ インターネットからの株主総会へのご参加は、株主様本人のみに限定させていただき、代理人等によるご参加はご遠慮いただきますようお願い申し上げます。
- ✓ ご使用の端末（機種、性能等）やインターネットの通信環境（回線状況、通信速度等）により、映像や音声に不具合が生じる場合がございますのであらかじめご了承ください。
- ✓ SNSへの公開等、本株主総会のライブ配信映像の二次利用は、固くお断りさせていただきます。
- ✓ ご視聴いただくための通信料金等は、各株主様のご負担となります。

### 《推奨環境》

株主総会オンラインサイト「Engagement Portal」の推奨環境は以下の通りです。

	PC		モバイル		
	Windows	Macintosh	iPad	iPhone	Android
OS ※各最新	Windows	MacOS	iPadOS	iOS	Android
ブラウザ ※各最新	Google Chrome、 Microsoft Edge (Chromium)	Safari、 Google Chrome	Safari	Safari	Google Chrome

(上記環境においても、OS、ブラウザ固有の不具合や通信環境、端末により一部画面表示が崩れたり、正常に動作しない場合がございます。)

#### 【本サイトに関するお問い合わせ】

TEL 0120-676-808 (通話料無料)

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

(土日祝日等を除く平日9時～17時、ただし、株主総会当日は9時から株主総会終了まで)

# 事業報告

( 2025年 1月 1日から  
2025年12月31日まで )

## 1. 会社の現況

### (1) 当事業年度の事業の状況

#### ① 事業の経過及び成果

当事業年度における我が国経済は、雇用・所得環境の改善を背景に、個人消費や企業の設備投資に持ち直しの動きが見られ、緩やかな回復基調で推移いたしました。一方で、海外経済の動向や資源・エネルギー価格の変動、物価上昇や金利動向等の影響もあり、先行きが不透明な状態が続いております。

このような中、当社が属するクラウドサービス市場においては、デジタル化の進展とともに企業のDX（デジタルトランスフォーメーション）推進が加速し、クラウド技術の活用が一層拡大しています。総務省「令和6年通信利用動向調査」によると、国内でクラウドサービスを一部でも利用している企業の割合は年々増加しており、企業の業務効率化やデータ活用の高度化が進んでいます。さらに、政府においても「ガバメントクラウド」の整備が進められ、各府省庁が共同で利用するクラウド基盤の拡充が進行しており、今後もクラウドサービスの普及は一層進むものと予測されます。

このような状況のもと、当社は、「ITで世界をもっとおもしろく」を経営理念とし、当社サービスである「カイクラ」を提供してまいりました。「カイクラ」はもともと固定電話への着信時に顧客情報をポップアップ表示するCTI機能が中心でしたが、現在ではそれに加えて通話録音機能や音声テキスト化機能、SMS送信機能、ビデオ通話機能などを有し、また固定電話だけではなく携帯電話も含めた様々なチャネルのコミュニケーションを一元管理し、顧客情報と自動で紐づけを行っております。現在「カイクラ」は、生成AIを活用し、通話内容から発生するタスクやフォローアップ事項を自動整理する「AIタスク抽出機能」や、通話内容をAIが解析・判定する各種機能等を実装し、顧客コミュニケーションの高度化及び適正化を推進しております。当事業年度においては、「クレーム・カスタマーハラスメント判定機能」をはじめ、「AI自動要約機能」「会話品質判定機能」「AI自動発着信タグ付け機能」の開発・提供を開始するとともに、「AI感情ラベリング機能」の大幅な機能強化を実施いたしました。これにより、顧客対応品質の向上、業務効率化及びリスク低減を一層推進し、顧客企業の生産性向上に貢献するサービス基盤の強化を図りました。

営業面では、前事業年度に引き続き、自動車業界や不動産業界などユーザーニーズの高い業界に対する「カイクラ」の営業に注力し、その結果大型拠点を獲得できたことなどにより、アクティブユーザーを継続して増加させることができ、当事業年度末のアクティブユーザー数は会社数で3,182社（前事業年度末比10.1%増）、拠点数は6,202拠点（前事業年度末比9.8%増）となりました。

以上の結果、当事業年度における当社の経営成績は、売上高1,464,358千円（前事業年度比18.8%増）、営業利益60,108千円（前事業年度比23.0%減）となりました。さらに、前期に計上していた上場関連費用や本社オフィスの移転に関する事務所移転費用の一過性費用が剥落した一方、受取利息及び支払利息の増減等により、経常利益62,030千円（前事業年度比27.2%増）、当期純利益42,955千円（前事業年度比167.2%増）となりました。

② 設備投資の状況

当事業年度において実施した設備投資の総額は46,806千円であり、その主なものは、「カイクラ」の追加機能開発や社内基幹システムの開発による無形固定資産の増加にかかるものであります。

③ 資金調達の状況

当事業年度において、特記すべき資金調達はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

## (2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第 9 期 (2022年12月期)	第 10 期 (2023年12月期)	第 11 期 (2024年12月期)	第 12 期 (当事業年度) (2025年12月期)
売 上 高 (千円)	768,268	1,040,169	1,232,218	1,464,358
経 常 利 益 又 は 経 常 損 失 (△) (千円)	△150,836	98,057	48,758	62,030
当 期 純 利 益 又 は 当 期 純 損 失 (△) (千円)	△136,124	108,902	16,073	42,955
1 株 当 たり 当 期 純 利 益 又 は 1 株 当 たり 当 期 純 損 失 (△) (円)	△50.56	40.45	5.27	13.48
総 資 産 (千円)	399,776	536,751	1,228,956	1,279,685
純 資 産 (千円)	283,035	391,938	978,011	1,047,466
1 株 当 たり 純 資 産 (円)	105.13	145.58	309.07	326.69

(注) 当社は、2023年10月25日付で普通株式1株につき40株の割合で株式分割を行っております。そのため、第9期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)及び1株当たり純資産を算定しております。

## (3) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

## (4) 対処すべき課題

経営理念「ITで世界をもっとおもしろく」の追求、及び企業ミッションである「企業のあらゆる会話をおもしろくする」の実現のためには、当社の主力サービスであるクラウドサービス「カイクラ」の認知度向上とさらなる普及が重要であると考えております。

当社は、さらなる事業推進のため、以下の7点を重要課題として取り組んでまいります。

### ① 販売力強化

当社はこれまで、営業戦略として特定の業界を深掘りするT字戦略により、主に自動車業界、不動産業界における製品販売に注力してまいりました。当該戦略は一定の成果がありましたが、引き続き事業の持続可能性を高めるため受注件数を拡大させていくことが喫緊の課題であると認識しております。具体的には、自動車・不動産業界以外の新たな注力業界を新規開拓

するとともに、特定の業界において影響力の強い企業とのアライアンス構築を行います。これらに加え、NTTグループや、2024年に業務提携を開始した大塚商会、SB C&Sとの協業について強化を行い、さらなる知名度向上と収益獲得に取り組んでまいります。また、多拠点を有する中規模以上の企業への販売に焦点を当てるなど、戦略的な販売活動を継続してまいります。さらにSMS等の従量課金サービスの利用促進等により、単価を上げたサービスとして収益力を向上させます。

## ② 認知度向上

当社は、電話コミュニケーションを利用する企業は「カイクラ」を利用することで企業の生産性を高めると考えておりますが、「カイクラ」の認知度は総じて低く、顧客が「カイクラ」の利便性を認識していただくまでに相当の時間を要しております。そのため、当社は「カイクラ」及び当社の認知度向上が急務であると捉えており、これまで雑誌等のメディアや講演等に加え、オウンドメディアを通じた認知度向上を図ってまいりましたが、今後はより一層、問い合わせ及び受注可能性を高めるためのプロモーション及びマーケティングを強化する必要があると考えております。引き続き、費用対効果を勘案しながら、インターネット、リアルを問わず様々な施策を検討、実施をしてまいります。

## ③ カスタマーサクセス強化

当社サービスを利用した顧客事業の成功は、当社サービスの継続的な利用につながり、もって顧客生涯価値の向上に寄与すると認識しております。そのため当事業年度におきましては、継続的に顧客によるカイクラ利活用を促進するとともに、長期的に良好な関係を構築するために、カスタマーサクセスグループを強化してまいりました。今後は、より顧客への価値提供を行うためにアップセルを強化していく必要があるとの認識を強めております。ただし、ユーザー数が増えれば増えるほど顧客対応コストは増大化していくため、より効率的な顧客対応方法の探索にも注力してまいります。引き続き顧客満足度の向上を図り、当社サービスのファン化、解約防止に努めつつ、オプションサービスの追加販売に注力してまいります。

## ④ 商品力強化

当社の主力商品である「カイクラ」は、通話録音機能、音声テキスト化機能、SMS送信機能、ビデオ通話機能など、固定電話や携帯電話でのコミュニケーションに多様なオプションサービスを提供し、企業の業務効率化と顧客対応の高度化を支援してまいりました。

当事業年度においては、クレーム・カスタマーハラスメント対策機能の強化に加え、AI自動

要約機能、会話品質判定機能、AI自動発着信タグ付け機能、AI感情ラベリング機能の大幅アップデートなど、AIを活用した機能拡充を推進いたしました。当社の強みである膨大なコミュニケーションデータとAI技術を掛け合わせることで、付加価値の高い新機能の開発を継続的に進めております。

また、「カイクラフォン」につきましては、カイクラの強みを活かしたクラウド電話サービスとして展開し、従来型サービスとの差別化を図りながら、既存顧客のニーズに対応した提案を推進しております。今後も関連サービスとの連携強化を通じて、顧客当たりの提供価値向上に取り組んでまいります。

当社は、コミュニケーションテック企業として、さまざまなコミュニケーション手段の統合が競争力の源泉であると考えております。今後も「カイクラ」をはじめとするサービス・商品の開発に積極的な投資を行い、AI技術の高度化を通じて、より利便性の高いコミュニケーション環境の提供に努めてまいります。

#### ⑤ 組織力強化

当社は、事業拡大に伴う人員不足及び組織体制の強化を重要な経営課題と認識しております。当事業年度においては採用活動に注力し、とりわけ事業部門におけるハイレイヤー人材の確保を進め、事業推進力の向上を図りました。

また、リモートワーク制度やフレックスタイム制度を整備し、柔軟な勤務体系を構築しております。今後も社会環境の変化に適応しつつ、こうした働き方を維持するとともに、社員が同じ方向を向き一体感をもって事業に取り組める組織づくりが重要であると考えております。そのため、当社のミッション・ビジョン・バリューの浸透、組織体制の最適化、教育制度の拡充、人事評価制度の高度化、賃金体系の見直し、導入済みの従業員持株会の活用促進等を通じ、人的資本への投資を強化し、組織基盤のさらなる強化に努めてまいります。

#### ⑥ 内部管理体制強化

当社は、順調に業容が拡大している状況のもと、企業としての社会的責任は益々高まっているとの認識を強めています。これまで経営管理体制の継続的な改善を行い、ガバナンス強化を図ってまいりましたが、コーポレート・ガバナンス強化のための積極的な取り組みは、企業価値向上の近道であると考えております。そのため、引き続きより良い組織体制の整備及び社内規程・業務マニュアル見直しを推進し、さらなる管理体制強化及び統制強化による事業リスク低減に努めてまいります。

⑦ 財務基盤強化

当社は、さらなる事業拡大のために、組織、営業、マーケティング、商品開発等様々な観点から戦略を策定しておりますが、当該戦略を遅滞なく実行するために、安定した財務基盤を確立・維持することが急務であると捉え、第三者割当増資や費用の見直しによる財務基盤強化に努めてまいりました。今後は引き続き、受注数増大のみならず、費用の見直しを定期的を実施するとともに、キャッシュ・フロー経営を推進することで、健全な財務基盤構築に努めてまいります。

(5) 主要な事業内容 (2025年12月31日現在)

事業区分	事業内容
サイクル事業	当社主要商品「サイクル」の販売

(6) 主要な営業所 (2025年12月31日現在)

本社	東京都千代田区
支社	大阪支店：大阪府吹田市
開発センター	京都開発センター：京都市下京区、福岡開発センター：福岡市博多区

(7) 使用人の状況 (2025年12月31日現在)

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
75名	11名増	38.3歳	2.9年

- (注) 1. 上記の従業員数には、臨時従業員（パート社員、派遣社員）を含んでおりません。  
2. 当社はサイクル事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2025年12月31日現在)

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	30,000千円
株式会社りそな銀行	30,000千円

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 株式の状況 (2025年12月31日現在)

(1) 発行可能株式総数 10,400,000株

(2) 発行済株式の総数 3,206,320株

(注) 新株予約権の権利行使により、発行済株式の総数は42,000株増加しております。

(3) 株主数 973名

(4) 大株主

株 主 名	当 社 へ の 出 資 状 況	
	持 株 数 ( 株 )	持 株 比 率 ( % )
I N T E R A C T I V E B R O K E R S L L C	670,900	20.92
江 尻 高 宏	391,571	12.21
DCIベンチャー成長支援投資事業有限責任組合	298,680	9.32
株 式 会 社 ナ ン デ ィ	280,000	8.73
SBI AI&Blockchain投資事業有限責任組合	250,000	7.79
東京神奈川イノベーション応援1号投資事業有限責任組合	139,400	4.34
光 通 信 K K 投 資 事 業 有 限 責 任 組 合	129,500	4.03
N V C C 8 号 投 資 事 業 有 限 責 任 組 合	116,000	3.61
ス タ ー テ ィ ア レ イ ズ 株 式 会 社	50,000	1.55
株 式 会 社 S B I 証 券	42,572	1.32

(注) 江尻高宏氏の所有株式数には、役員持株会を通じての保有分 (1株未満切捨て) を含めております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

該当事項はありません。

### 3. 新株予約権等の状況

#### (1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

		第 4 回 新 株 予 約 権	第 5 回 新 株 予 約 権
発 行 決 議 日		2020年9月17日	2022年12月26日
新 株 予 約 権 の 数		1,545個	2,315個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 61,800株 (新株予約権1個につき40株) (注) 1	普通株式 92,600株 (新株予約権1個につき40株) (注) 1
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない	新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり 26,520円 (1株当たり 663円)	新株予約権1個当たり 28,000円 (1株当たり 700円)
権 利 行 使 期 間		2022年10月30日から 2030年 6月18日まで	2024年12月27日から 2032年12月15日まで
行 使 の 条 件		(注) 2	(注) 2
役 員 の 保 有 状 況	取 締 役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 75個 目的となる株式数 3,000株 保有者数 1名 (注) 3	新株予約権の数 775個 目的となる株式数 31,000株 保有者数 1名
	社 外 取 締 役	—	新株予約権の数 400個 目的となる株式数 16,000株 保有者数 2名
	監 査 役	—	新株予約権の数 150個 目的となる株式数 6,000株 保有者数 1名

(注) 1. 2023年10月25日付で実施した株式分割（普通株式1株につき40株に分割）に伴い、「新株予約権の目的となる株式の種類と数」、及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」及び「役員保有状況」における「目的となる株式数」が調整されております。

#### 2. ・新株予約権の行使の条件

(1) 本新株予約権を保有する者(以下「新株予約権者」という。)は、当会社の株式が金融商品取引所に上場している場合に限り、本新株予約権を行使することができるものとする。

(2) 新株予約権者が死亡した場合、その相続人は本新株予約権を行使することはできないものとする。

(3) 1個の本新株予約権の一部を行使することはできないものとする。

(4) 新株予約権者は、本新株予約権の行使の時点において、当会社又は当会社の子会社の取締役、監査役、使用人又は顧問その他の継続的な契約関係にあるものであることを要する。但し、当会社の取締役会(当会社が取締役会設置会社でない場合には株主総会)が認めた場合はこの限りではない。

(5) 新株予約権者は、以下のいずれかの事由が生じた場合には、かかる事由の発生時点以後本新株予約権を行使することができないものとする。

①新株予約権者が、破産手続開始又は民事再生手続開始の申立を受け、又は自らこれらのうちいずれかの手続開始を申し立てた場合。

②新株予約権者が、法令、定款又は当会社の就業規則等の社内規則に違反した場合。

③新株予約権者が禁錮以上の刑(執行猶予が付された場合を含む。)に処せられた場合。

④新株予約権者が、当会社の事前の書面による承諾を得ないで、( i )当会社又は当会社の子会社が営む事業と同一の事業又は直接・間接に競合する事業(以下総称して「競合事業」という。)を営む他の法人の役員に就任し又は就任することを承諾した場合、( ii )競合事業を営む他の法人又は個人の使用人となった場合、( iii )競合事業を営む法人又は個人との間で、顧問、相談役、アドバイザー、コンサルタントその他名目の如何を問わず、委任、請負等の継続的な契約を締結した場合、( iv )競合事業を営む法人を直接又は間接に設立した場合。

⑤反社会的勢力等(暴力団、暴力団員、右翼団体、反社会的勢力その他これらに準ずる者を意味する。以下同じ。)であること、又は資金提供等を通じて反社会的勢力等と何らかの交流又は関与を行っていることが判明した場合。

(6) 本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は新株予約権者について「会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件」に定める取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。但し、当会社の取締役会(当会社が取締役会設置会社でない場合には株主総会)が認めた場合はこの限りではない。

・会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

(1) 当会社は、新株予約権者が「新株予約権の行使の条件」の定めにより本新株予約権を行使することができなくなった場合、当会社の取締役会(当会社が取締役会設置会社でない場合には株主総会)が別途定める日の到来をもって、当該新株予約権者が保有する本新株予約権の全部又は一部を無償で取得することができるものとする。なお、当会社が本新株予約権の一部を無償で取得する場合は、取締役会の決議(当会社が取締役会設置会社でない場合には株主総会の決議)により取得する本新株予約権を決定するものとする。

(2) 当会社は、当会社の株主総会における総議決権数の過半数に相当する数以上の株式を保有する株主(複数の株主で総議決権数の過半数に相当する数以上の株式を保有する場合の各株主を含む。)から、当会社の総議決権数の過半数に相当する数以上の株式の譲渡にかかる譲渡承認請求が行われ、当会社において当該譲渡が承認された場合、当会社の取締役会(当会社が取締役会設置会社でない場合には株主総会)が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部又は一部を無償で取得することができるものとする。なお、当会社が本新株予約権の一部を無償で取得する場合は、取締役会の決議

(当社が取締役会設置会社でない場合には株主総会の決議)により取得する本新株予約権を決定するものとする。

(3) 当社は、以下のいずれかの議案が当社の株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要な場合には、当社の取締役会決議がなされた場合) 当社の取締役会(当社が取締役会設置会社でない場合には株主総会) が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部又は一部を無償で取得することができるものとする。なお、当社が本新株予約権の一部を無償で取得する場合は、取締役会の決議(当社が取締役会設置会社でない場合には株主総会の決議)により取得する本新株予約権を決定するものとする。

- ①当社が消滅会社となる吸収合併契約又は新設合併契約承認の議案
- ②当社が分割会社となる吸収分割契約又は新設分割計画承認の議案
- ③当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案
- ④当社が株式交付子会社となる株式交付計画承認の議案
- ⑤当社の事業の全部又は重要な一部を第三者に譲渡する契約承認の議案
- ⑥全部取得条項付種類株式を取得する旨の議案
- ⑦株式併合の議案

(4) 当社は、当社が株式売渡請求を承認した場合、当社の取締役会(当社が取締役会設置会社でない場合には株主総会)が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部又は一部を無償で取得することができるものとする。なお、当社が本新株予約権の一部を無償で取得する場合は、取締役会の決議(当社が取締役会設置会社でない場合には株主総会の決議)により取得する本新株予約権を決定するものとする。

3. 取締役1名が保有している新株予約権は、使用人として在籍中に付与されたものです。

**(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況**  
該当事項はありません。

## 4. 会社役員 の 状況

### (1) 取締役及び監査役の状況 (2025年12月31日現在)

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	江 尻 高 宏	株式会社ナンディ 代表取締役社長
取 締 役	笹 田 直 紀	CTO
取 締 役	阿 久 津 聡	一橋大学大学院 教授 株式会社ヤクルト本社 社外取締役
取 締 役	三 木 聡	株式会社フィックスターズ 代表取締役社長CEO
取 締 役	田 邊 愛	堂島法律事務所 パートナー弁護士 リスクモンスター株式会社 社外取締役 (監査等委員)
常 勤 監 査 役	高 橋 京 子	株式会社アイスリーデザイン 監査役
監 査 役	平 松 直 樹	平松国際税理士事務所 所長
監 査 役	山 添 千 加 美	tripla株式会社 常勤監査役 株式会社フィックスターズ 社外監査役

- (注) 1. 阿久津聡氏、三木聡氏及び田邊愛氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 高橋京子氏、平松直樹氏及び山添千加美氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 監査役山添千加美氏は公認会計士の資格を有しており、また、監査役平松直樹氏は税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見をそれぞれ有しております。
4. 当社は、社外取締役及び社外監査役の全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5. 2025年3月27日開催の第11回定時株主総会において、田邊愛氏が取締役役に新たに選任され、就任いたしました。
6. 2025年3月27日開催の第11回定時株主総会において、高橋京子氏が監査役に新たに選任され、就任いたしました。
7. 2025年3月27日開催の第11回定時株主総会終結の時をもって、石川祐介氏は任期満了により取締役役を退任いたしました。
8. 2025年3月27日開催の第11回定時株主総会終結の時をもって、高橋慎一郎氏は監査役を辞任いたしました。

### (2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役及び監査役全員との間で、会社法第423条第1項の責任につき、善意でか

つ重大な過失がないときは、同法第425条第1項各号の定める額の合計額を限度として責任を負担する旨を定めた契約を締結しております。

### (3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社の役員（取締役及び監査役）であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者の損害を填補することとしております。

ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、法令違反の行為であることを認識した行為に起因して生じた損害の場合には填補の対象としないこととしております。

### (4) 取締役及び監査役の報酬等

#### ① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

取締役の報酬は固定額の月例報酬とし、当社の持続的な企業価値向上のための動機付けとなるよう、当社における職務や責任の度合い、類似企業の役員報酬水準、及び当社の経営状況等を総合的に勘案したうえで、株主総会で承認された報酬枠の範囲内で、取締役会決議により各取締役の報酬額を決定しております。

取締役及び監査役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容の概要は次のとおりです。

取締役の報酬額は、株主総会で決定された総額限度内において、各取締役の職務・職責・成果などの評価、類似企業の役員報酬水準、当社の経営状況を総合的に鑑みて代表取締役が原案を作成いたします。代表取締役が作成した取締役の報酬額は、社外取締役から意見を聴取した上で、取締役会決議により決定しております。監査役の報酬につきましては、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、その職責を基準に監査役の協議により、決定しております。

② 当事業年度に係る報酬等の総額等

区 分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額			対象となる 役員の員数
		基本報酬	業績連動報酬 等	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	54,690千円 (9,900)	54,690千円 (9,900)	—	—	6名 (3)
監査役 (うち社外監査役)	12,675 (12,675)	12,675 (12,675)	—	—	4 (4)
合 計 (うち社外役員)	67,365 (22,575)	67,365 (22,575)	—	—	10 (7)

- (注) 1. 取締役の報酬の限度額は、2023年3月30日開催の第9回定時株主総会において、年額200百万円以内（使用人兼務取締役の使用人としての給与を除く）と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は6名（うち社外取締役は3名）であります。
2. 監査役の報酬の限度額は、2023年3月30日開催の第9回定時株主総会において、年額50百万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は3名（うち社外監査役は3名）であります。

**(5) 社外役員に関する事項**

- ① 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係  
社外役員の重要な兼職の状況は、「(1) 取締役及び監査役の状況」に記載のとおりであります。また、当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

地 位	氏 名	主 な 活 動 状 況
取 締 役	阿久津 聡	当事業年度に開催された取締役会18回すべてに出席いたしました。マーケティングやブランド戦略等に関して理論に根差した深い知識と造詣を有しており、また、様々な業種の上場会社の社外取締役を歴任し会社経営に対する実地経験も豊富であり、その知見を生かし当社の経営に対する有益な意見を積極的に述べるなど、社外取締役に期待される役割を適切に果たしております。
取 締 役	三 木 聡	当事業年度に開催された取締役会18回すべてに出席いたしました。経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、その知見から当社の経営に対する有益な意見を積極的に述べるなど、社外取締役に期待される役割を適切に果たしております。
取 締 役	田 邊 愛	2025年3月27日就任以降、当事業年度に開催された取締役会13回すべてに出席いたしました。弁護士としての専門的見地及び豊富な実務経験と幅広い見識を有しており、その知見から法令遵守、リスク管理等の観点に基づき当社の経営に対する有益な意見を積極的に述べるなど、社外取締役に期待される役割を適切に果たしております。
監 査 役	高 橋 京 子	2025年3月27日就任以降、当事業年度に開催された取締役会13回すべてに出席し、監査役会10回すべてに出席いたしました。コーポレートガバナンスや管理業務に関する知見や他社での監査役経験等に基づき、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
監 査 役	平 松 直 樹	当事業年度に開催された取締役会18回すべてに出席し、監査役会15回すべてに出席いたしました。税理士としての豊富な経験と知識から、専門的な観点から議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
監 査 役	山 添 千 加 美	当事業年度に開催された取締役会18回中17回に出席し、監査役会15回すべてに出席いたしました。公認会計士としての豊富な経験と知識から、専門的な観点から議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

## 5. 会計監査人の状況

(1) 名称 太陽有限責任監査法人

### (2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	20,790千円
非監査証明業務に基づく報酬	一千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	20,790千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できませんので、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 会計監査人の報酬等について、監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等について確認し検討した結果、会計監査人の報酬等は妥当であると判断し会社法第399条第1項の同意を行っております。

### (3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社監査役会は、会計監査人の監査体制、独立性、監査品質、品質管理、監査業務の執行状況等を総合的に判断し、適正な監査の遂行が困難であると認められる場合、会社法第344条に基づき会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、当社取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、当社監査役会は、会社法第340条に基づき会計監査人を解任することができるものとし、この場合、当社監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

### (4) 会計監査人が過去2年間に受けた業務停止処分

金融庁が2023年12月26日付で発表した業務停止処分の概要

① 処分対象

太陽有限責任監査法人

② 処分内容

契約の新規の締結に関する業務の停止 3ヵ月（2024年1月1日から同年3月31日まで。ただし、既に監査契約を締結している被監査会社について、監査契約の期間更新や上

場したことに伴う契約の新規の締結を除く。)

③ 処分理由

他社の訂正報告書等の監査において、同監査法人の社員である2名の公認会計士が、相当の注意を怠り、重大な虚偽のある財務書類を重大な虚偽のないものとして証明したため。

## 6. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、成長に応じた株主の皆様への安定的な利益還元を経営上の最重要課題の一つとして位置付けており、将来の事業展開や経営基盤の強化に係わる内部留保を確保しつつ、財政状態及び経営成績並びに経営全般を総合的に判断し、利益配当を行っていく方針であります。しかしながら、当社は現時点では成長過程にあり、当面は経営基盤の強化のために内部留保の充実を図り、財務体質の強化と事業拡大のための投資に充当することで、企業価値を向上させることが株主に対する利益還元になるものと考えており、配当を行っておりません。

剰余金の配当を行う場合は、年1回の期末配当を基本方針としており、その他年1回中間配当を行うことができる旨及び上記の他に基準日を設けて剰余金の配当を行うことができる旨を定款で定めております。また、当社は、会社法第459条第1項の規定に基づき、剰余金の配当にかかる決定機関を取締役会とする旨を定款で定めております。

# 貸借対照表

(2025年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資 産 の 部)</b>		<b>(負 債 の 部)</b>	
<b>流 動 資 産</b>	<b>1,126,296</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>232,219</b>
現金及び預金	984,502	買掛金	22,316
売掛金	79,088	短期借入金	60,000
商品	19,066	未払金	44,495
前渡金	1,552	未払費用	16,058
前払費用	26,239	未払法人税等	7,919
その他	16,366	未払消費税等	28,373
貸倒引当金	△520	契約負債	35,801
<b>固 定 資 産</b>	<b>153,389</b>	預り金	17,227
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>42,871</b>	その他	27
建物附属設備	33,889	<b>負 債 合 計</b>	<b>232,219</b>
工具、器具及び備品	30,054	<b>(純 資 産 の 部)</b>	
減価償却累計額	△21,071	<b>株 主 資 本</b>	<b>1,047,466</b>
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>79,808</b>	<b>資 本 金</b>	<b>397,249</b>
ソフトウェア	49,433	<b>資 本 剰 余 金</b>	<b>710,874</b>
ソフトウェア仮勘定	27,076	資本準備金	710,874
特許権	1,200	<b>利 益 剰 余 金</b>	<b>△60,657</b>
商標権	1,487	その他利益剰余金	△60,657
その他	609	繰越利益剰余金	△60,657
<b>投資その他の資産</b>	<b>30,709</b>	<b>純 資 産 合 計</b>	<b>1,047,466</b>
敷金	30,542	<b>負 債 及 び 純 資 産 合 計</b>	<b>1,279,685</b>
長期前払費用	167		
<b>資 産 合 計</b>	<b>1,279,685</b>		

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 損益計算書

(2025年1月1日から  
2025年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	1,464,358
売上原価	264,830
売上総利益	1,199,528
販売費及び一般管理費	1,139,419
営業利益	60,108
営業外収益	
受取利息	1,759
違約金収入	856
その他の	310
営業外費用	
支払利息	931
その他の	72
経常利益	62,030
税引前当期純利益	62,030
法人税、住民税及び事業税	9,209
法人税等調整額	9,864
当期純利益	42,955

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 独立監査人の監査報告書

2026年2月24日

株式会社シンカ  
取締役会 御中

### 太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	中野秀俊
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	石倉毅典

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社シンカの2025年1月1日から2025年12月31日までの第12期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2025年1月1日から2025年12月31日までの第12期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下の通り報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
  - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。
  - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他当社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年2月24日

株式会社シンカ 監査役会

常勤監査役（社外監査役） 高 橋 京 子 ㊞

社外監査役 平 松 直 樹 ㊞

社外監査役 山 添 千 加 美 ㊞

以 上

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 取締役4名選任の件

取締役全員（5名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、社外取締役2名を含む取締役4名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当社の株式数
1	え じり たか ひろ 江 尻 高 宏 (1976年3月30日)	2000年4月 株式会社日本総合研究所 入社 2007年9月 株式会社船井総合研究所 入社 2014年1月 当社 代表取締役社長（現任） 2023年7月 株式会社ナンディ 代表取締役社長（現任）	671,571株
	<p><b>【取締役候補者とした理由】</b> 江尻高宏氏は、当社の創業者であります。同氏は、当社サービスの営業戦略及び開発に関する豊富な経験と知識を有しており、創業以来当社の経営をリードしてきた経験と実績を有しております。当社が今後も持続的な成長を果たしていくためには、同氏の経営経験により培われた知見及び高い見識が欠かせず、その経営手腕とリーダーシップに期待し引き続き取締役候補者といたしました。</p>		
2	ささ だ なお き 笹 田 直 紀 (1978年6月20日)	2005年4月 株式会社日本総合研究所 入社 2019年8月 当社 入社 2021年3月 当社 執行役員CTO 2022年3月 当社 取締役CTO（現任）	—
	<p><b>【取締役候補者とした理由】</b> 笹田直紀氏は、当社における技術開発の知見と事業全般に関する深い知識及び豊富なアイデアを持ち、開発部門のリーダーとして事業の拡大に貢献してきた経験と実績を有しております。当社が今後も持続的な成長を果たしていくためには、同氏の経験により培われた知見及び高い見識が欠かせないことから、引き続き取締役候補者といたしました。</p>		

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当社の株式数
3	あ く っ さとし 阿 久 津 聡 (1966年7月11日)	1998年 5 月 カリフォルニア大学バークレー校経営学 博士 (Ph.D.) 1998年12月 一橋大学商学部専任講師 1999年 4 月 同大学大学院国際企業戦略研究科専任講 師 2002年 6 月 同大学大学院国際企業戦略研究科助教授 (2007年より助教授から准教授へ名称 変更) 2010年 3 月 株式会社大塚家具 (現 株式会社ヤマダ デンキ) 社外取締役 2010年 4 月 情報・システム研究機構国立情報学研究 所 連携研究部門客員教授 2010年 4 月 一橋大学大学院国際企業戦略研究科 (現 経営管理研究科) 教授 (現任) 2013年 9 月 株式会社アダストリアホールディングス (現 株式会社アンドエスティHD) 社 外取締役 2017年 6 月 株式会社ノジマ 社外取締役 2019年 4 月 WorkWay株式会社 社外取締役 2021年 7 月 当社 社外取締役 (現任) 2022年 6 月 株式会社ヤクルト本社 社外取締役 (現 任)	1,363株
<p><b>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】</b></p> <p>阿久津聡氏を社外取締役候補者とした理由は、マーケティングやブランド戦略等の研究を通じ、会社経営に関して理論に根差した深い知識と造詣を有しております。また、過去に社外役員となること以外の方法で直接会社経営に関与した経験はありませんが、会社経営に関する豊富な実地経験に基づき、取締役の職務執行に対する監督、助言等をいただくことを期待したためであります。上記の理由により、社外取締役として、引き続きその職務を適切に遂行できるものと判断しております。</p>			

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当社の株式数
4	た なべ あい 田 邊 愛 (1986年1月21日)	2011年12月 弁護士登録 2012年1月 堂島法律事務所 入所 2017年1月 関東財務局 証券検査官 2018年1月 証券取引等監視委員会事務局 検査官 (半年間併任) 2019年1月 弁護士法人堂島法律事務所 入所 (現 任) 2021年6月 リスクモンスター株式会社 社外取締役 (監査等委員) (現任) 2022年3月 イングロウ株式会社 社外監査役 (現 任) 2022年10月 株式会社日本ナーシング&ホスピスケア 社外取締役 2023年3月 U b i e株式会社 社外監査役 (現任) 2025年3月 当社 社外取締役 (現任) 2025年10月 UPWARD株式会社 社外監査役 (現 任) 2025年10月 クロススマート株式会社 社外監査役 (現 任)	-
<p><b>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】</b></p> <p>田邊愛氏を社外取締役候補者とした理由は、法律事務所にて活躍する傍ら上場会社の社外取締役と社外監査役を歴任してきており、法律の専門家として企業法務やそれらに付随することに幅広く精通しております。また、過去に社外役員となること以外の方法で直接会社経営に関与した経験はありませんが、その豊富な経験と監督能力、幅広い知見等に基づき、取締役会において独立した客観的・専門的な視点から有益な助言をいただき、業務執行に対する監督、助言等適切な役割を果たしていただけることを期待し、引き続き社外取締役候補者とするものです。</p>			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 阿久津聡氏及び田邊愛氏は、社外取締役候補者であります。
3. 田邊愛氏の戸籍上の氏名は、小川愛であります。
4. 江尻高宏氏の所有する株式の数には、資産管理会社であります株式会社ナンディ及び役員持株会において保有する株式（1株未満切捨て）の数を含みます。
5. 阿久津聡氏の所有する株式の数には、役員持株会において保有する株式（1株未満切捨て）の数を含みます。
6. 阿久津聡氏及び田邊愛氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって阿久津聡氏が4年8ヶ月、田邊愛氏が1年となります。
7. 当社は、阿久津聡氏及び田邊愛氏との間で会社法第427条第1項の規定及び当社定款の定めに基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としており、両氏が選任され就任した場合は、両氏との当該契約を継続する予定であります。
8. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者の損害を当該保険契約によって填補することとしております（ただし、法令違反の行為であることを認識した行為に起因して生じた損害の場合を除く）。なお、当該保険契約の保険料は全額当社が負担しております。各候補者が取締役を選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
9. 当社は、阿久津聡氏及び田邊愛氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。両氏が選任され就任した場合は、当社は引き続き両氏を独立役員とする予定であります。

## 第2号議案 取締役に対する譲渡制限付株式報酬制度に係る報酬決定の件

当社の取締役（以下、「取締役」という。）の報酬等の額は、2023年3月30日開催の第9回定時株主総会において、報酬枠として年額200百万円以内（使用人兼務取締役の使用人としての給与を除く。）とご承認いただいておりますが、今般、取締役に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めること、及び業績目標等と報酬との連動性を明確化し、業績目標等に対するコミットメントを高めることを目的として、取締役（社外取締役を除き、以下、「対象取締役」という。）に対し、新たに在任条件型譲渡制限付株式報酬制度及び業績条件型譲渡制限付株式報酬制度（以下、両制度を合わせて「本制度」という。）を導入することにつきご承認をお願いしたいと存じます。本制度は、新株式を発行（以下、「発行」という。）又は自己株式を処分（以下、「処分」という。）する方法にて、一定の期間、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこと及び当社による無償取得事由等の定めがある当社普通株式（以下、「譲渡制限付株式」又は「譲渡制限付株式として発行又は処分する当社普通株式」という。）を割当てるための報酬を、上記の報酬枠とは別枠で対象取締役にに対し支給するものです。

本制度に基づき、対象取締役に對して譲渡制限付株式の割当のために支給する金銭報酬債権の総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、年額200百万円以内とします。また、各対象取締役に對する譲渡制限付株式の割当のための金銭報酬債権の支給時期及び支給額については、社外取締役から意見を聴取した上で、その意見を尊重して当社の取締役会（以下、「取締役会」という。）において決定することといたします。

当社は、役員報酬等の内容の決定に関する方針等を定めており、その概要は本事業報告22頁に記載の通りですが、本議案をご承認いただいた場合には、その内容を末尾の通り変更することを予定しております。本議案は、当該方針に沿う内容として取締役の個人別の報酬等を付与するために必要かつ合理的な内容となっており、また、対象取締役に對する1年間の発行又は処分により割当てる株式総数の上限が発行済株式総数（2025年12月31日時点）に占める割合は2%以下であります。そのため、本議案の内容は相当であると考えております。

なお、現在の取締役は5名（うち社外取締役3名）ですが、第1号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役は4名（うち社外取締役2名）となり、対象取締役は2名となります。

また、対象取締役は、取締役会決議に基づき、本議案により生ずる金銭報酬債権の全部を現物出資財産として当社へ払込み、当社は譲渡制限付株式として発行又は処分する当社普通株式を対象取締役に割当てますが、これにより新たに譲渡制限付株式として発行又は処分する当社普通株式の総数は年63,000株（以下、「上限株数」という。）以内とします。但し、当社の発行済株式総数が、株式の併合又は株式の分割（株式無償割当を含む。）によって増減した場合は、上限株数はその比率に応じて調整するものとします。1株当たりの払込金額は、譲渡制限付株式の割当に係る各取締役会決議の日の東京証券取引所における前取引日の当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、割当てられる対象取締役に特に有利な金額にならない範囲において、取締役会において決定いたします。

また、対象取締役への譲渡制限付株式として発行又は処分する当社普通株式の割当に当たっては、当社と対象取締役との間で、概要、「1. 在任条件型譲渡制限付株式報酬制度」又は「2. 業績条件型譲渡制限付株式報酬制度」の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下、「本割当契約」という。）を締結するものとします。

## 1. 在任条件型譲渡制限付株式報酬制度

### （1）譲渡制限の内容

対象取締役は、本割当契約により当社普通株式（以下、「本割当株式」という。）が割当てられた日から3年以上経過した取締役会が予め定める日までの間（以下、「譲渡制限期間Ⅰ」という。）、本割当株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下、「譲渡制限」という。）。

### （2）譲渡制限の解除

（1）の定めにかかわらず、当社は、対象取締役が、取締役会が定める在任条件型譲渡制限付株式報酬制度の役務提供期間（以下、「役務提供期間」という。）中継続して当社役職員の地位のうち取締役会が予め定めた地位（以下、「取締役会が定めた地位」という。）のいずれかにあったことを条件として、本割当株式の全部について譲渡制限期間Ⅰが満了した時点をもって譲渡制限を解除する。なお、役務提供期間が満了する前に、対象取締役が、取締役会が正当と認める理由により取締役会が定めた地位のいずれをも喪失した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

### （3）本割当株式の無償取得

当社は、譲渡制限期間Ⅰが満了した時点において（2）の定めに基づき譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。また、役務提供期間が満了する前に取締役会が正当と認める理由によらずして、対象取締役が、取締役会が定めた地位のいずれをも喪失した場合、その他一定の事由が生じた場合には、当該事由発生時から速やかに本割当株式の全てにつき当社が無償で取得する。

### （4）組織再編等における取扱い

（1）の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間Ⅰ中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（但し、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、取締役会）で承認された場合には、取締役会の決議により、譲渡制限期間Ⅰの開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。この場合、譲渡制限が解除された直後の時点においてなお譲渡制限が解除されていない本割当株式は、当社が無償で取得するものとする。

## 2. 業績条件型譲渡制限付株式報酬制度

### (1) 譲渡制限の内容

対象取締役は、本割当株式が割当てられた日から3年以上経過した取締役会が定める日までの間（以下、「譲渡制限期間Ⅱ」という。）、本割当株式について、譲渡制限が課せられるものとする。

### (2) 譲渡制限の解除

(1)の定めにかかわらず、当社は、対象取締役が、譲渡制限期間Ⅱ中継続して本割当契約で規定する当社における地位（以下「当社における地位」という。）のいずれかにあったことを条件として、取締役会が予め設定した業績目標（財務指標目標の他、株式の市場価格の状況を示す指標その他当社の経営方針を踏まえた指標の目標を含む。）に対する達成割合（以下、「業績目標達成割合」という。）を決定し、譲渡制限期間Ⅱの満了時において対象取締役が保有する本割当株式のうち、当該本割当株式の数に業績目標達成割合を乗じて計算される数（1株未満切捨て）の株式について、譲渡制限期間Ⅱが満了した時点をもって譲渡制限を解除する。

### (3) 本割当株式の無償取得

当社は、譲渡制限期間Ⅱが満了した時点において（2）の定めに基づき譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。また、譲渡制限期間Ⅱが満了する前に対象取締役が、当社における地位を喪失した場合、その他一定の事由が生じた場合には、当該事由発生時から速やかに本割当株式の全てにつき当社が無償で取得する。

### (4) 組織再編等における取扱い

(1)の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間Ⅱ中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（但し、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、取締役会）で承認された場合には、その時点で確定している本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。この場合、譲渡制限が解除された直後の時点においてなお譲渡制限が解除されていない本割当株式は、当社が無償で取得するものとする。

## 3. その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、取締役会において定めるものとする。

（ご参考）本総会において本制度についてご承認をいただいた場合には、当社の執行役員に対しても本制度と同様の譲渡制限付株式報酬制度の導入を検討する予定です。

第2号議案をご承認いただいた際に変更を予定する役員報酬等の内容の決定に関する方針等  
役員報酬等の内容の決定に関する方針等

#### A. 金銭報酬（固定報酬）の決定方針

取締役の金銭報酬は、固定額の月例報酬として支払います。職務・責任・成果、類似企業の役員報酬水準、当社の経営状況等を総合的に勘案のうえ、株主総会で承認された報酬枠内で決定します。

#### B. 非金銭報酬等（譲渡制限付株式）の決定方針

対象取締役（社外取締役を除く、以下同じ。）には、非金銭報酬として在任条件型譲渡制限付株式及び業績条件型譲渡制限付株式を割当てる報酬制度を導入しています。

在任条件型譲渡制限付株式は、譲渡制限期間中に継続して取締役等の地位を務めることを解除条件とし、期間満了時に在任条件を満たした場合に譲渡制限が解除されます。

業績条件型譲渡制限付株式は、譲渡制限期間中に在任条件を満たしたうえで、取締役会が定める業績目標の達成度合い等に応じて解除株式数を決定し、期間満了時に業績目標等の条件を満たした場合に譲渡制限が解除されます。

譲渡制限付株式の割当は、株主総会で承認された報酬枠（年額200百万円、年63,000株）の範囲内で、取締役会決議により報酬額・割当株式数を決定します。

1株当たりの払込金額は、割当決議日の東京証券取引所の前取引日の終値を基礎として、対象取締役に特に有利にならない範囲で取締役会にて決定します。

割当日から3年以上の譲渡制限期間中は譲渡・担保権の設定その他の処分が制限され、解除条件を満たした場合に譲渡制限期間満了時に解除されます。

#### C. 報酬等の額の割合の決定方針

金銭報酬と非金銭報酬の割合は、同業種・同規模企業の水準や当社業績等を踏まえ、株主総会で承認された枠内で取締役会が決定します。

#### D. 報酬等の支給時期・条件の決定方針

金銭報酬は、毎月所定の期日に月額報酬として支給します。

譲渡制限付株式は、割当日から3年間以上の譲渡制限期間中、譲渡・担保権の設定その他の処分が制限され、解除条件（在任条件及び業績目標の達成度等）を満たした場合に譲渡制限期間満了時に解除されます。

#### E. 報酬等の決定方法

代表取締役が作成した原案について、社外取締役の意見聴取を経て、最終的に取締役会決議により金銭報酬・非金銭報酬の内容、額、支給時期を決定します。

譲渡制限付株式の割当株式数・報酬額は、株主総会で承認された年額及び株数の上限の範囲内で取締役会決議により決定します。

#### F. その他重要事項

譲渡制限付株式の割当契約では、譲渡制限期間中の譲渡・担保権設定等の処分禁止、一定事由が生じた場合の無償取得、証券会社専用口座による管理等を定めます。

監査役の報酬は、株主総会で決議された限度額の範囲内で、職責を基準に監査役の協議により決定します。

以上

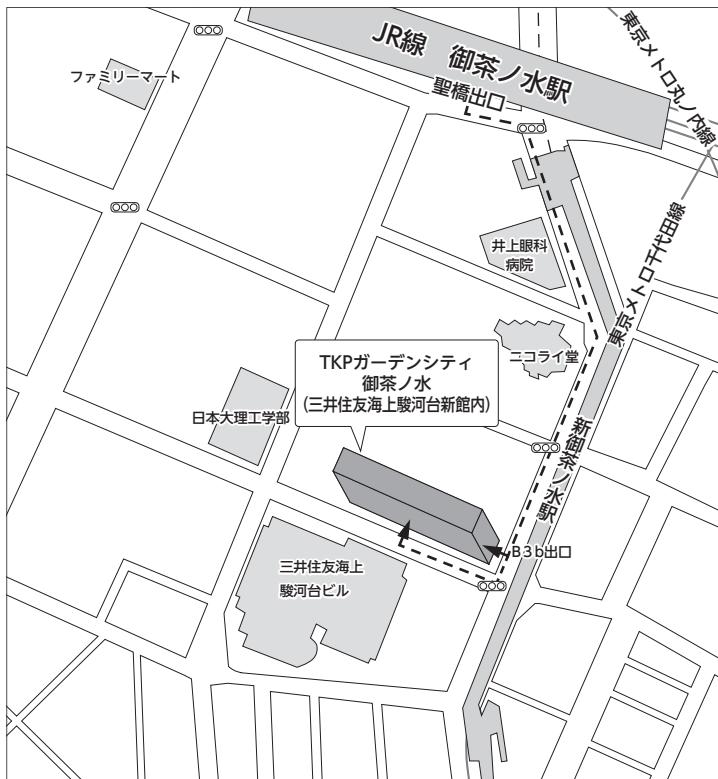
メ モ

A series of 18 horizontal dashed lines for writing.



## 株主総会会場ご案内図

会場：東京都千代田区神田駿河台三丁目11番1号  
三井住友海上駿河台新館3階  
TKPガーデンシティ御茶ノ水 カンファレンスルーム3F



- 交通
- JR線「御茶ノ水駅」徒歩4分
  - 東京メトロ丸ノ内線「御茶ノ水駅」徒歩6分
  - 東京メトロ丸ノ内線「淡路町駅」、千代田線「新御茶ノ水駅」B3b出口方面奥地下連絡通路 直結
  - 都営新宿線「小川町駅」B3b出口方面奥地下連絡通路 直結
- ※駐車場のご用意はいたしておりません。お車でのご来場はご遠慮ください。
- ※本株主総会にご出席の株主様には、記念品として当社オリジナルTシャツをご用意しております。なお、数量およびサイズには限りがあり、ご希望のサイズをご用意できない場合がございますので、あらかじめご了承ください。

何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。